

第九十九号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年十一月二十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「百分の百二十」を「百分の百三十」に改め、同項ただし書中「百分の百二・五」を「百分の百十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百三十」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十二・五」に、「百分の百二・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十三・七五」に改める。

第三十条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十」を「百分の百四十」に改め、同条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百四十」に改め、同条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の六十」に、「百分の百三十」を「百分の百四十」に、「百分の六十三・七五」を「百分の六十八・七五」に改める。

別表第一を次のように改める。

第 9 9 号議案

別表第 1（第 6 条関係）
幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	206,300	285,200	326,500	359,500
	2	208,400	287,200	328,300	362,100
	3	210,600	289,100	330,200	364,700
	4	212,800	290,800	332,100	367,300
	5	215,200	292,900	334,000	369,900
	6	217,300	294,700	335,700	372,500
	7	219,500	296,100	337,800	375,000
	8	221,600	297,500	339,600	377,400
	9	224,100	299,300	341,500	379,800
	10	226,200	300,900	343,400	381,700
	11	228,500	302,600	345,400	383,600
	12	230,900	304,200	347,200	385,500
	13	233,000	305,600	349,100	387,700
	14	234,800	307,300	350,800	389,600
	15	236,500	309,100	352,800	391,400
	16	237,900	310,500	354,800	393,400
	17	239,400	311,900	356,800	395,500
	18	241,000	314,200	359,200	397,300
	19	242,200	316,500	361,700	398,900
	20	243,800	318,800	364,200	400,300
	21	245,000	321,100	366,700	402,000
	22	246,000	322,600	368,300	403,500
	23	247,200	324,500	370,200	404,900
	24	248,300	326,400	372,100	406,100
	25	249,600	328,200	373,900	407,400
	26	250,300	330,000	375,500	408,700
	27	251,600	331,600	377,300	410,000
	28	252,800	333,100	378,900	411,300
	29	254,100	334,900	380,500	412,400
	30	255,500	336,400	382,100	413,500
	31	256,500	338,000	383,700	414,600
	32	258,000	339,500	385,300	415,700
	33	259,300	341,200	387,000	416,800
	34	260,700	342,800	388,400	417,700
	35	261,900	344,500	389,900	418,700
	36	263,400	346,300	391,000	419,500
	37	264,600	347,500	392,000	420,300
	38	266,000	349,000	393,200	421,200
	39	267,200	350,600	394,300	421,900
	40	268,600	352,100	395,100	422,700

定 年 前	41	270, 200	353, 200	396, 000	423, 500
	42	271, 400	354, 600	396, 900	424, 300
	43	273, 000	356, 000	397, 900	425, 200
	44	274, 500	357, 200	398, 700	426, 000
	45	276, 100	358, 300	399, 400	426, 700
	46	277, 700	359, 600	400, 000	427, 400
	47	279, 200	360, 900	400, 800	428, 100
	48	280, 800	362, 200	401, 500	428, 700
	49	282, 000	363, 400	402, 300	429, 300
	50	283, 500	364, 600	402, 900	430, 000
	51	285, 000	365, 700	403, 600	430, 600
	52	286, 400	366, 900	404, 400	431, 100
	53	288, 200	368, 000	405, 100	431, 600
	54	289, 500	369, 100	405, 900	432, 200
	55	290, 900	370, 100	406, 700	432, 700
	56	292, 600	371, 100	407, 400	433, 300
	57	294, 500	372, 000	407, 900	433, 900
	58	296, 400	372, 900	408, 600	434, 400
	59	298, 400	373, 800	409, 200	435, 000
	60	300, 400	374, 700	409, 900	435, 600
	61	302, 500	375, 500	410, 500	436, 100
	62	304, 000	376, 400	411, 100	436, 600
	63	305, 800	377, 200	411, 700	437, 100
	64	307, 600	377, 900	412, 300	437, 700
	65	309, 600	378, 700	412, 800	438, 100
	66	311, 200	379, 500	413, 300	438, 600
	67	312, 900	380, 100	413, 900	439, 100
	68	314, 500	380, 900	414, 500	439, 500
	69	316, 300	381, 700	415, 100	440, 000
	70	317, 900	382, 300	415, 600	440, 500
	71	319, 500	383, 000	416, 200	441, 000
	72	321, 100	383, 900	416, 800	441, 500
	73	322, 600	384, 700	417, 300	441, 900
	74	324, 200	385, 400	417, 900	442, 400
	75	325, 800	386, 000	418, 400	442, 900
	76	327, 400	386, 700	419, 000	443, 400
	77	328, 900	387, 300	419, 400	443, 800
	78	330, 400	387, 900	419, 900	444, 200
	79	331, 800	388, 400	420, 400	444, 700
	80	333, 200	389, 000	420, 900	445, 200

再任用短時間勤務職員以外の職員	81	334,600	389,600	421,400	445,700
	82	336,000	390,100	421,900	446,200
	83	337,300	390,700	422,400	446,700
	84	338,500	391,300	422,900	447,100
	85	339,700	391,900	423,300	447,600
	86	341,000	392,500	423,700	448,000
	87	342,400	393,000	424,200	448,400
	88	343,600	393,600	424,700	448,800
	89	344,800	394,100	425,200	449,100
	90	346,000	394,500	425,600	449,400
	91	347,200	395,100	426,100	449,800
	92	348,300	395,600	426,600	450,200
	93	349,400	396,100	427,000	450,600
	94	350,400	396,600	427,400	451,000
	95	351,400	397,100	427,800	451,400
	96	352,400	397,600	428,200	451,800
	97	353,400	398,000	428,600	452,100
	98	354,300	398,400	428,900	452,400
	99	355,100	398,900	429,300	452,800
	100	355,800	399,400	429,700	453,200
	101	356,500	399,900	430,100	453,600
	102	357,200	400,400	430,500	
	103	357,900	400,900	430,900	
	104	358,400	401,400	431,300	
	105	359,000	401,900	431,600	
	106	359,500	402,400	432,000	
	107	360,000	402,900	432,400	
	108	360,600	403,400	432,800	
	109	361,300	403,800	433,100	
	110	361,800	404,200	433,500	
	111	362,300	404,700	433,900	
	112	362,800	405,200	434,300	
	113	363,300	405,700	434,600	
	114	363,800	406,100		
	115	364,300	406,500		
	116	364,800	406,900		
	117	365,200	407,300		
	118	365,600	407,700		
	119	366,100	408,100		
	120	366,600	408,500		

121	367, 100	408, 900		
122	367, 600	409, 200		
123	368, 100	409, 600		
124	368, 500	410, 000		
125	368, 900	410, 400		
126	369, 200	410, 800		
127	369, 600	411, 200		
128	370, 000	411, 600		
129	370, 300	411, 900		
130	370, 500			
131	370, 900			
132	371, 300			
133	371, 700			
134	372, 000			
135	372, 400			
136	372, 800			
137	373, 200			
138	373, 600			
139	374, 000			
140	374, 400			
141	374, 700			
142	375, 100			
143	375, 500			
144	375, 800			
145	376, 200			
146	376, 600			
147	377, 000			
148	377, 400			
149	377, 800			
150	378, 200			
151	378, 600			
152	379, 000			
153	379, 300			
154	379, 700			
155	380, 100			
156	380, 500			
157	380, 900			
158	381, 300			
159	381, 700			
160	382, 100			

第 9 9 号議案

	161	382, 500			
	162	382, 900			
	163	383, 300			
	164	383, 700			
	165	384, 000			
	166	384, 400			
	167	384, 700			
	168	385, 100			
	169	385, 500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 233, 100	円 272, 300	円 295, 900	円 335, 200

第二条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項各号を次のように改める。

一 前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）
一万五百円

二 前項第二号から第五号までに該当する扶養親族 六千円

第十二条第一項第二号中「前条第二項第三号若しくは第五号」を「前条第二項第二号若しくは第四号」に改める。

第二十七条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に改め、同項ただし書中「百分の百十二・五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十」に、「百分の百十二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十三・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第三十条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百十七・五」に、「百分の六十」を「百分の五十七・五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の六十六・二五」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（第二十七条第二項及び第三十条第二項及び第三項の改正規定を除く。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第一条による改正後の条例」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

3 （令和六年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
令和六年四月一日から第一条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の
前日までの間において、同条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に
関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の
適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に
異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）
の定める職員の第一条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日
における号給は、人事委員会が定める。

4 （施行日から令和七年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）
施行日から令和七年三月三十一日までの間において、第一条による改正後の
条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属

する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第一条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

5 第一条による改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第一条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（扶養手当に関する特例措置）

6 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第二条による改正後の条例」という。）第十一条第三項の規定の適用については、同項第一号中「一万五百円」とあるのは、「九千五百円」とする。

7 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における第二条による改正後の条例第十一条第三項の規定の適用については、同項第一号中「一万五百円」とあるのは、「一万円」とする。

8 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において、第二条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第十一条第二項第一号に

規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第二条による改正後の条例第十一条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の扶養手当を支給するものとする。

一 令和七年度 四千円

二 令和八年度 二千円

（委任）

9 付則第三項から第五項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（説明）

特別区人事委員会の勧告に基づき、幼稚園教育職員の給料表並びに期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を改定するとともに、扶養手当の配偶者等に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引き上げるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。